



門 3
號 1918
卷 1

屋今知古幼學至珍

味事始

昭和九年
三月二日
小田幸次氏
長男友太
郎氏寄贈

平安城書房新刊

和漢事始序

世
丘外史

瀨
谷
文
庫

藏
書
記
真
印
子

凡事有源起知之爲要是以漢

家有事物紀原我朝有覽初

要集事始事略鈔皆所以正始

也吾友貝原好古編和漢事始

若干卷記漢家我朝萬物資
始夫當陽九之會不足者我方
策也覽初要集之類不傳于世
好古博參考古今有斯作邇厥
漢家爲國字其舍諸特於記我

國事豈謂小補之乎編成請余
一言因序其大指云

元祿十年四月六日

松下見林橘諸生序

倭漢事始序

原^ニ夫萬物之始^ニ無^レ非由理而生^ニ
理者萬物之原也達^ス於理斯達^ス
於萬物達^ス於萬物則知其始亦
在其中矣是以君子之學貴明^ニ

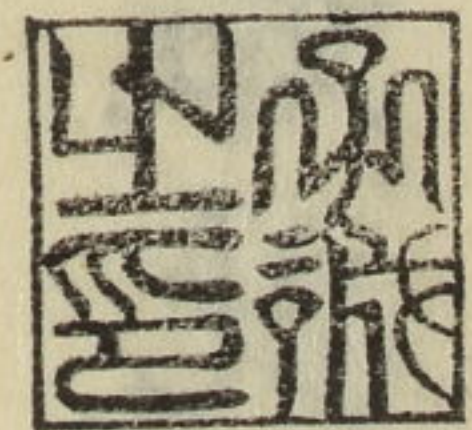
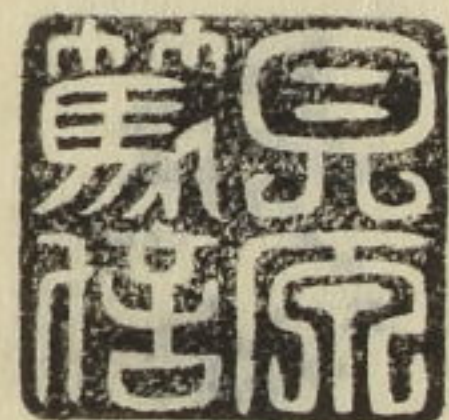
理而達乎物也苟不如此則雖
博學而詳說所不貴也古來倭
漢之事物萬象無窮其權輿固
不可殫知然據傳記考故實而
其道理頗著見其事迹最昭晰

者不可不知其所由起也蓋人
必知其祖物必知其始此謂知
本予之家姪好古嘗於傳記之
中纂輯倭漢事物之所由始書
之以國字而欲曉民俗予一閱

之餘安書其篇端聊記歲月云

元祿丙子歲冬至日

貝原篤信書



大和事始凡例

一予すては中華事始とあつめて。吾黨は小
 子に授けられたりてゆふ。今世書成後
 人ともあり。西域の事と考求せよとい
 ふとも我國代舊記と云ふ。故ものすれ
 ば。このあり。學者多くいふ。約の事。実
 は昧し。是をたす。て。未だ。と。い。ふ。を。我
 り。ふ。せ。よ。と。て。幸。に。あ。る。人。何。う。そ。れ。を
 と。も。い。ふ。や。と。い。ふ。今。本。邦。の。三。書。紀。舊。事。

古事記。^ゴ又國史^{コクシ}。續日本紀。日本後紀。續日本
目本記。文徳実録。三代実録。あづに^{イデ}
^{ニシ}家祚^{コク}金乃事^シおれ^{ブツ}燈興^{ケンヨ}をむりひありめて
一書と。それを童蒙^{ドウモウ}に授く。金^{コウ}乃事^{テタ}實^ジ実^{ミツ}
めしとあはむ。

本邦いみじく此書目を考ふる。日本事始と
し書と載せり。今世民間より納言入る信
西の形より云傳へて。そとあり。冊子
十系より記す。皆無稽なる言也。後人
仍ちこれを類す。又後初集と云ふ

わり。是も 中邦の事始めとあるせし書なり
 一と云や。された今ハ其書亡し。二教
 指帰レキ是明抄カク乃中メイ二セウあるけとウチ用をヒキ用をモチヒ
 是。其久向モシクと考カニカフ是ハ頗好スヨフル書カウあり。是るは
 た今鳥有ウとぬき是ハ考索カウは便好サクし。いと
 ぢしとあるなり。かの是明抄は其書を
 教一二乃事實ジを以編ビツよりしめてむ
 とあるふ志コトサシ紙抄し傳ふ。

三書又玉史乃
外舊記稗史
子出るる月

かん。

永享文新

三

天和癸亥之歲春正月穀旦

後學 筑州福岡貝原好古識

大和事始總目

卷之一

天地門 第一 郡方域附

卷之二

歲時門 第三

衣服門 第五

卷之三

器用門 第七

卷之四

人倫門 第二 姓諱謚号附
形貌修飾附

居所門 第四

官位門 第六

寶貨門 第八

大和事始總目

四

飲食門 第九

人事門 第十

文教門 第十一

卷之五

武備門 第十二

神事門 第十三

礼樂門 第十四

典制門 第十五

伎術門 第十六

卷之六

勤植門 第十七

佛家門 第十八

大和事始總目終

大和事始卷之一目錄

天地門 第一

天地 一 日月 二

星辰 三

風 四

雷 五 五行 六

天漢 七

國 八

海 九 川 十

山 十一

萬物 十二

鴻 十三 井 十四

市 十五

國號 十六

分國定境 十七 都 十八

城 十九

田 二十

陸田 廿一 関 廿二

驛 廿三

牧 廿四

墓 廿五 假山 廿六

橋 廿七

梁 廿八

堤 九 九

溝 三十

吾孀 一

開岐蘇道 二

賀茂川別派 三

人倫門 第二

人 卅四

男女 卅八

夫婦 卅六

父子 卅七

兄弟 卅八

君臣 卅九

朋友 四十

乳母 四十一

天皇 四十二

女帝 四十三

太上天皇 四十

法皇 四十八

太子 四十六

親王 四十七

后 四十八

皇太子 四十九

妃 五十

公方 五十一

物部 五十二

儒士 五十三

北面 五十四

同朋 五十五

神主 五十六

祝 五十七

樂人 五十八

奴僕 五十九

膳夫 六十

船長 六十一

床子 六十二

治工 六十三

玉工 六十四

畫工 六十五

佛工 六十六

寺工 六十七

鑪盤工 六十八

瓦工 六十九

白拍子 七十

墮髻 七十

結髮 七十一

月額 七十二

剃眉黑齒 七十

醫者剃髮 七十

儒士剃髮 七十

男色 七十六

○姓氏 七十七

四姓 七十八

名 七十九

諱 八十

謚 八十一

院号 八十二

○痘 八十三

大和事始卷之一目録終

大和事始卷之一

花笠外史

後學

筑前州 貝原好古編輯



天地門 第一

天地一

日本紀神代卷よま。いみへ天地いましむる

と。陰陽とくさざりし時。まろうれきあや

鶏子うめし。くもりてきざしとあやめ

る。そのすゝあやうかなあものハ。それひい

て天とかり。ちりあやもるものハ。はるひ

永事錄卷一

月^ヒ月^{ツキ}二

祚代をよま。伊勢深き伊勢冊をよま。
 多ク。よて曰。りてす。よ大八洲。及山川草木。紙
 ナニ。アメカシタ。めり。何そ天下にあり。を生まんや。よ
 ヒ。カミ。おわく。目の祚を生ま。大日靈貴とす。
 天照大神。次。又。月の祚を生ま。月讀とす。
 のり。

其

これ日神月神此を造りてあひてを
 志すのみ。元^{ラミ}天地をけ。日月星辰象^{セイ・リン}
 と^{カミ}と^{カミ}あ。山川^{ドセキ}石^キを下^キまわし
 そ中^{シヤウ}に人^{シヤウ}を造^{タケ}りて地^{タケ}なる。雨^ウ
 霧^{シヤウ}なる。舟車^{シヤウ}此^{イシ}を造^{イタ}りて天^{コト}の
 也。を^{エニ}を^{キン}よ^{キン}あ^{キン}て^{キン}ひ^{キン}。皆^フく^フ此^フの^フ日月^{ベツ}別^{ベツ}なり
 とす。一^{コク}次^ニ。こ^コろ^ニの^ニを^ニ造^ニりて^ニ使^ニは^ニる^ニ載^ニる^ニを^ニ造^ニり

況とあげて。月神月神乃初て生さるひ
 一とあるものも。そもく神をたて
 へ。佐美りりり。遷家^{ウバウ}は似^ニあらず
 アヤレコトナリ
 多しとくとも。おのくも理ありて
 明原^{メイゲン}は後^{シタカ}の秘決^{ヒケツ}を授けられ。そ音^{ムネ}は
 知^チぬれり。他^タはさ^キもさ^キも
 とる。あり今いふ海がさきと
 流^タは然^{モタ}て郷^{イサガシ}を海^{ロン}せざり。下^{シタ}等^{トナリ}と
 是^{ナラフ}は微^ミ塵^{チン}。

星辰三

親^{オヤ}日本紀よ。いま星^{ホシ}の神^{カミ}と生^{ウマ}る。又^{マタ}いふ。如^{イカニ}何^ニ。答^{コタヘ}て云^{イハ}。神代^{カムヤマト}をよ。星^{ホシ}の神^{カミ}香^カ々^ハ宵^セ男^ヲ。そ
 そ父母^{フボ}と強^シさばとりた。あられ伊勢^{イセ}送^{ナギイ}伊
 勢^{イセ}無^ナ名の^{ミナナ}うめを。○神代^{カムヤマト}を一^{ヒト}と云^{イハ}。伊勢^{イセ}送^{ナギイ}の^{ミナナ}送^{ナギイ}は^{ミナナ}十^ト極^{ツカ}劍^{ツルギ}を^{ミナナ}授^{サシ}て^{ミナナ}斬^{キリ}
 遇^ク実^ミ智^チと斬^{キリ}く三^ミ反^{キダ}とせん。け各^{ミナナ}神^{カミ}とれり。
 復^タ劍^{ツルギ}の^{ミナナ}又^{マタ}より^{ミナナ}血^チ。そ天^{アマ}あ^ミ海^{ウミ}邊^ヘに^{ミナナ}あり^{ミナナ}又^{マタ}
 石^{イハ}と^{ミナナ}か^{ミナナ}。即^{スナハチ}これ^{ミナナ}経^{フツ}神^{カミ}代^{ナギイ}祖^{ミナナ}也^{ナリ}。

纂疏云曰。又百箇磐石ハ星辰と云也。天上の星ハ地の石と氣同

ホレヲチ
石と云云。

風 曰

神代卷一書云。伊弉諾尊ヲ我阿生乃云ハ唯

神務のそありて。かやうにておれとのは

ひて。それより吹換の氣神と云云。おづけて

及也戸迄命とり。又及也は是命とり。

是風神なり

雷 又

又い。伊弉諾尊の劔と拙て。斬遇実智又斬て

三版と云。一版ハ是雷神と云云。

又行 六

伊弉諾尊のうと云ふ。子の中。其の神と

句句廻流と云。火の神と斬遇実智と云。金神

と金山と云。土の神と埴山と云。あつ神と

周象女命と云。是又乃の神也。

曉鳴榻筆と云。天神七代乃内。始れみ

ら乃神ハ。又乃乃精と云。是乃乃乃乃

天漢 七

國八

神代をいふ。陰陽始てみとのまぐぐひ
 して夫婦とか。こゝむ時より及て。
 先済例と云。胞と云。こゝろ
 取也。ある名づけて済例と云。済例と云。吾れ
 大目か。是秋済例と云。次は伊豫二名
 例と云。次は筑紫例と云。つぎは薩波例
 佐渡例と云。さういふ。世乃人成りて
 うむ多あり。はたれり。うむ。とりて也。次は

大洲ヲホシと云む。次は古倭キゴ乃子洲コシと云む。是よりりて始ハジメく大八洲ヲホヤシ乃必カナラ号ナかともり。私記大八洲ヲホヤシと云ふは。そ神ツミ對ツミるを破キの島。及所キく此小島ハ。皆これ潮の沫シホよりておこふもの也。又いふ乃沫ノシホよりりてかれはともり。

海ウミ 九

神代をよ云。次は海ウミと云む。陰陽の中神れうこまひりる也

川カハ 十

又いふ。次は川と云む。

山ヤマ 十一

又いふ。次は山と云む。

萬物マンブツ 十二

又いふ。此後悉く新わと云ふあり。

鴻ニ 十三

又いふ。伊特イサナギノミコト伊特イサナミコト無ム天乃ウケハニ浮ウキ橋ハシ也。又いふ。天乃トホコ腹ハラ也。と云て。さうわろてかささぐりあひらふ。うにあはうかぢうと云エふ。そのわこれされよりあうてはあなり

て一乃鳴とあり。それと名付て礮奴盧
鳴と云。國海川山鳴ありと云々。礮奴盧はあひてそ後と名付へ。

井ナロ

又い。天照大神。それより素戔鳴乎十
又テラスヲホシカミ

井小なりすぎあり。又い。素戔鳴乎天
ツカノツルキ

名井云所成極あり。口決云。天去名井ハ。天とはあり井也。

市ナ

神代巻一云云。天照大神。素戔鳴乎は猶て

曰汝於思心あり。汝とおえ。それより

天石室よへりて懸戸とさ。つ。こり

天下とさ。や。て。又。重。和。殊。とれ。

底よ八十所神と。天。市。神。洗。人。は。洗

と。人。集。源。と。云。市。ハ。天。と。あり。

國号十六

神。皇。正。統。記。云。神。代。ハ。草。原。瑞。穂。と

と。云。目。本。の。天。地。開。闢。の。時。より。名。あり。

天。祖。皇。常。立。号。陽。神。陰。神。と。う。づ。け。あり。

古事記云。成務天皇十一年。建内宿禰定賜必
必之塚クニサカヒ

是國塚と定まひ。始末。その後景康

天皇二年秋七月。使と東山道。東海。小

陸。乃をツカして。そまの塚と見せしめ

ぬ。孝徳天皇大化二年。畿内キナの必と定め

乃大小と定めたまふ。天武天皇十二年十月

辛巳日。伊勢王あはれツカて。後必塚と定

らふ。けしき日なり。いふへ日

中乃必塚。凡百四十國あり。一より一舊事

記。第十より。懐地ヘンセウ福小なふといふ。

乃の塚ツカとよまふをアハセて。越後とヘラ減し。或も

必乃あり。大かたハ。近世ラツテ刻多ものも又

能くこれあり。天智天皇弘仁十三年。越前

必と刻て加賀必とラキなり。一よりは。始て

六十列とある。林選リンセング節用集。又武

皇乃キヨウ字六十。必ふかありとある。ハ。後

也。同記。よこのより。況又文成帝代。後

都十八

そ來にけり。

アルヒト
我人^{キニセイモク}乃云。を世法^{セウコ}乃稱呼^{ケハヒシ}我^{ヲホ}
^{ミヨコ}於乃^{コト}如之。桓武天皇南^{ナラ}於より今の山^{アヤマリ}城必也。
^{タキ}宍郡^{ヤツ}よ遷^{ナツテ}一あひ。号^{ヘイアンジギン}と命て平^{アラタ}安^{カフ}休^{テイ}と云。そ
きより後^{レキテウ}歴^{ツウカラ}物れよ因^{ヨリ}て未^{イマダ}嘗^{カツ}て改^{アラタ}めさる
時^{ツウカラ}ふ。歩^{カフ}も今日通^{テイ}乃して易^{カフ}へうさ^{テイ}家^{テイ}たえ
称^{セウ}也^{レカ}終^{レキヤウ}乃よ世^{ツク}に同^{カン}素^{ニトク}と作^{ナス}り。男^{オス}腹^{ハス}と做^{ナス}も
の率^{ラホム子}平^{ヘイ}安^{アシ}休^{ジュウ}と称^{セウ}して流^{ラク}陽^{ヤウ}といひ。そ^{チヂメ}あそ
り。於^{ミヨコ}乃^{チヂメ}中外^{イク}と謂^{ラク}て洛中^{ラクチュウ}洛外^{ラクガイ}と云。系^{ケイ}子

ノホ
上流とと洛と云。これを承襲事久しと
シタ
イギキ
周の成王河南洛水
ヨリ
ナツテ
ラクヤウ
陽阿陽と云。郭守一これ地也
名もして歴代それ故するなり。
ハオ宜く此すべさうなりといふた
是は又東西の都北号。もとむに名を
て漢も祖めていゝ感陽と名づけ。洛陽と
お稱す。実小方池乃揚へるあり。かんぞこれ

とく別^ツ名^ナを稱^{セウ}するに^ニ魚^{イサ}けんやいんや
 魚^{イサ}を^ヲも^ム。好^コ友^{トモ}を^ヲ電^{デン}報^{ポウ}り^ニと^シり^テ平^{ヘイ}安^{アン}條^{ジョウ}と^モ佳^カ名^{メイ}
 あると^モす^ルて^モ。何^{ナニ}ぞ^ヲ其^{ソノ}名^ナを^ヲ知^チて^モ
 其^{ソノ}他^タ條^{ジョウ}路^ロの^ノ名^ナは^ハ銅^{ドウ}駝^ダ傍^{ボウ}桃^{タウ}
 花^{ハナ}傍^{ボウ}の^ノ名^ナと^モ稱^{セウ}する^ニが^ハ妙^{ミョウ}な^ナ。物^{モノ}を^ヲ突^ツと^モ失^シれ^ルと
 ぬ^ヌあ^ハる^ル。且^メ名^ナを^ヲ知^チと^モ素^ソ里^リ大^{ダイ}義^ギは^ハ悖^{ハヅレ}く^ク。を^ヲ
 素^ソ賀^カ茂^モ川^{カハ}の^ノ東^{トウ}は^ハ居^イる^ルもの^ノ河^カ東^{トウ}河^カ
 西^{サイ}及^{コウ}江^{トウ}東^{トウ}に^ニあ^ハる^ルと^モ稱^{セウ}と^モ。堀^{ホリ}川^{カハ}の^ノ東^{トウ}は^ハ居^イる^ル
 其^{ソノ}もの^ノも^モ又^{マタ}堀^{ホリ}り^ニ大^{ダイ}抵^{テイ}其^{ソノ}里^リ宅^{タク}舍^{シャ}は^ハ遠^エく^ク
 流^{リウ}る^ル小^コ流^{リウ}は^ハ。役^{ヤク}江^{カハ}河^{カハ}と^モい^ハふ^ルを^ヲ

稱セウして吳國イコクの模模モヤウは擬ギす。故コトは鄢ヒ笑セウ
 といふ。又尤ウララ笑セウ面メン兒ニのハ。後シヨ至コク号ノと云シヨ
 す。亦オ必オ陽ヤウの字ジと云シヨられよそふ。武ブ
 加シヤと武陽ブヤウと。柎セツ加シヤウと柎陽セツヤウと。後バシ加シヤウ
 と後陽ハシヤウと。後ビ加シヤウと後陽ビヤウと。筑ツ安シと
 然シヤウ陽ヤウと。伏フ足シと伏陽フヤウと。也キ安ヤウと也陽キヤウ
 と。其コト皆ヤウ然ヤウり。故コトは云シヨられ陽ヤウハもや
 陰イン且ダイ對タイと云シヨ乃ナ稱セウして。お山サン南ナンの北キ也ヤウ
 謂イヒ之シ華陽クハヤウ也ガ陽ヤウ洛陽ラクヤウ汾陽フニヤウ咸陽カンヤウの北ルイ也ゴト

きき也。しゝあろ標シヒヨウとてふものあり
 時ハ。お大相通津オイトツウシニといへとも又陽ヤウといへ
 呼ヨブ應うす。ふろわぬを陰インといへも
 亦同。そゞ地の名は稱呼セウコなり能多きの
 こよあゝと。唐モロコシの友成ユナシ名といへ目本の友ユナシ
 新ナ名と称セウ。好古ココ玄本物ある友制ユセイありてこれぞ
 もるハ。お物の友ハユナシ守コソレと称セウして徳侯トクコウと。假ケ
 あたはなめりナキガメ。実名ジツミヤウと字アサナとす所は就勝スエて教
 名と諱イミナと。一々君キミとして云コウとするあり
 應うと。お稱セウして君キミと云コウとするあり

幼くハ。お又忌保イミカすけり。と謂イハへ。又二
 字サイの姓ツグミと約ツグミて一字と。或ハ一字の名と
 付イコクく。又此人イコクは模倣ボバウす。或ハ此タチは伯某ハクソウ
 仲某チウソウと云イハふ。と云イハふものあり。名実メイジツと
 乱ミダる。文軌ブンキと又コトする。孰イハレうと云イハふ。忌
 き。や。あ。ん。や。け。皆鄙儒ヒジュ俗学ゾクガクと始キり。奇
 と奇テラハ。俗ゾクと強シヨウカさ。の志シとさ。め。て。率世ソウセの
 人イハレとして。恥イハレと恥イハレ誤アヤリと強シヨウカさ。め。く。う。う。
 名教メイカウと犯ツミる。花ハナと云イハふ。と。想オモヒひ。さ。う。れ。好古ココ

拙アチど。家イハレふ。太タり。あ。る。せ。れ。從セウあ。う。く。俗儒ゾクジュ
 乃ヤニ痛イタま。あ。う。き。り。あ。ま。う。に。あ。う。て。
 幼学ヨウガクれ。迷マヨヒと。む。く。も。の。な。り。凡百バンヒャク重オモシ不
 同フツコト風フウ千里センリ不フツコト同フツコト俗ゾク。あ。ま。東西南北フウフツコト風殊フウコトり。
 俗ゾク異コトなり。こ。う。と。云イハふ。聖人セイジンも。談水タンスイと。
 と。て。も。云イハふ。乃フツコト風俗フウゾクは。修シユと。う。と。云イハふ。
 多タり。礼記レイキよ。云イハふ。君子クニン行レ礼レイ不レ求モトメ變ヘン俗ゾク祭サイ
 祀シ之レ礼レイ居喪キヨサウ之レ服フク哭ク泣キウ之レ儀ギ皆モトメ如コト其國シノクニ之レ故モト。
 謹脩ツギシユ其法シノホウ而ツギシユ審行シムコウ之レ也タ。大略タイセツ乃タ奉ホウ也タ。皆

和事娘卷一

十

そふ俗コウゾクのあゝとあをいゝ礼レイとあゝ
 御ミのよ俗ソク儒ニョ拘コ士シ。御ミとすれも事コトと矣イ
 武ブやうに傲オウて。吾ガの俗ゾク武ブ家ケせんとい
 是コノ武ブのふと友トモと志シされば也ヤ。豈アニ不セイケン
 のゆゑふれらんや。且ナラシ老ラウ吟シユ宿シユク儒ニョとい
 と。あやまりとけけとねふ志シといひ習ナラツ
 て奈サツせは速ハヤひてさゝとていひいひて。

城シロ 十九

神武天皇ジムテンノミコの磯城キノヤシノタケル八十梟ウチ吟シユクと対タテマツふ時トキ皇ミコ

吟イクサの城シロを仰オホりし而シテと城シロ田タといふと目メ本ホ紀キ
 よふとあり。是シロ城シロ仰オホり始ハジメふ人ヒト。城シロ田タハ大オホ和ワ西セイ
 十市郡ナカノチノあり

天智天皇テンチノミコ六年冬十一月ヤマトノミコノシノノキニシロ和ワ武ブ天皇ミコのあ城シロ平ヘイ群グン
 あり。讃サス吉キク世セ山ヤマ田タ郡ノ屋ヤ嶋シマ城シロ射セる武ブ金キン田タ城シロ

と築キツせふと。目メ本ホ紀キよふとあり。是シロ城シロと
 築キツて邦ハツ武ブの守モリとあり始ハジメふ人ヒト

田タ 二十

天照大神アマノミコ稻イノ種タネと天アマノ狭サ田タ及ナカ也タ田タ又ウヘ持モる人ヒト。天アマノ
 武ブ田タの始ハジメ也ヤ

孝徳天皇二年。凡田ハ也三十町。廣十
二町と云々。十町と所と云々。此目也

陸田 九一

天照大神。粟稗麦豆と云々陸田移り
ありあり。此代是陸田乃始也。

陸田 九二

孝徳天皇大化二年。始て國塞隔人と云々
目也此より云々此れハ云々始也。

驛 九三

此年初て驛を設けし事と目也此より
ありハ。是始也。

牧 九四

天智天皇七年。是より多く牧と云々
と云々。目也是始也。

墓 九五

饒速日乃神去より時。天智天皇及神衣等
是乃云々。是より云々。是乃云々。是乃云々。
墓と云々。是乃云々。是乃云々。是乃云々。

姫かん。

假山 九六

推古天皇二十年。百濟王より化来者あり。

その面身皆斑白ありて。白麻と云ふ。その

人より其かたを懸て海中に沈みし。桑人といふ。

然りしを其れ。同。長が斑皮と云ふ。あり。白

班牛馬。其の中より高へうす。又長小才あり。よ

く山岳の形と稱ふ。と。長と云て。月が。お玉

のき。あはれ。かん。かん。と。云。く。海。は。よ

桑人。や。う。よ。お。の。く。も。勝。を。受。て。と。て。代。わ

て。須弥山の形。及。其。樹。と。南。庭。に。接。し。む。時。の

人。を。人。を。号。て。路。子。工。と。云。亦。是。者。唐。呂。と。名

は。く。月。が。是。假。山。と。稱。始。り。ん。

假山 九七

伊弉諾。伊弉冉。天浮瑠。の。と。よ。立。る。と

あ。と。ハ。神。代。樹。の。根。久。し。仁。徳。天。皇。十。四。年

冬。十一。月。松。耳。付。樹。別。百。二。樹。後。と。と。目。が

紀。よ。り。人。を。り。是。樹。と。云。て。人。を。後。と。云。始。り。

開岐蘓道 三十二

賀茂川別流 三十三

六年子。^{スミナクラ}角倉了以^{レタイ}これとす。じ。羅山集

人^{ヒト}
二十日

かひカヒ像ゾウより。於アノ游シヲ魚イサナよりとみうよりくせし。

阿比加イ
 阿比天地の中に一の相あり。

乃こゝに。使^{スチ}神^{ハチ}と好^カ。至^シ常^コ立^タ焉^ニとま^マ人^ニ。

と梅^{アミ}をりぬ。祢^{カミ}と人^ハの倅^{ハカリ}側^{ササ}を称^{ササ}す
号^{ツシ}なれど。祢^{カミ}ハ人^ハ也。然^{シカ}ハも人^ハの倅^{ハカリ}なり。初^{ハツ}めん。

男女
三十人

祚代を一書といふ。男女耦生乃祚。是ヲヒ泥ニ

土チニ糞スヒチニノミコト沙スヒチニノミコト土スヒチニノミコト糞スヒチニノミコトあり。又ツノクイノミコト角ツノクイノミコト撒ツノクイノミコトきツノクイノミコト活ツノクイノミコト撒ツノクイノミコトきツノクイノミコトあり。

次
面
足
爲
愧
根
爲
有
り。
次
有
伊
特
特
爲
伴

サナミノミコト
并冊あり。

夫婦 三十六

神代卷下。伊勢強^サ爲伊勢^{トミノミヨトハシメ}冊^{ハシメ}爲始^{ハシメ}て支^フ収^フと
 なりあふ仕^{ハシメ}あるなり。是^{ハシメ}支^フ収^フの始^{ハシメ}也。

父子三十七

祢代^{ハカ}を^{アヒ}と^ズに。伊特^イ特^ト張^{チヤウ}を。伊特^イ特^ト冊^{サツ}を。と
大日^{ハカ}儀^イを^{アヒ}と^ズに。伊特^イ特^ト張^{チヤウ}を。伊特^イ特^ト冊^{サツ}を。と

大目靈人とり 天照大神とあり。これ其の

の始也。

朋友 四十一

神代より云。天稚彦等原中必し立て味

鉏多炭根の神と云々

今按す所。朋友の交始て云々也。

乳母 四十一

神代より一書云。炭火くおん号。婦人とい

て乳母湯母飯嚼湯坐云々い。凡徳部を

かきりて。ゆくむ。中たれ。時々他作

婦を用て乳とて云々。昔不合と云々海

は。いせの中云。乳母とて思と云々乃縁也

昔不合云。ハ海神の女を玉姫のうと云

不かり。是玉姫乃妹玉飯姫。婦君よかり

て昔不合と云々。けあり。乳母とめ乃

と云々。め乃と云々。と云々也。めれとの

名をとりねと云々。

天賀 四十二

神武天皇御年十^{タツ}あ^{タイレ}て^{タツ}立^{タイレ}て太子と^{カウ}か
り^{タイレ}と^{カウ}あ^{タイレ}ま^{タイレ}る。目^{タイレ}中^{カウ}太子の号^{カウ}ス^{カウ}。

親王^{シニワウ} 四十七

皇子と^{シニワウ}親王と^{セウ}稱^{セウ}す^{セウ}り^{セウ}。又^{モシム}武天皇^{テニワウ}れ^{トキ}時^{トキ}は

始^{ハジメ}に^{ハジメ}正統^{ハジメ}紀^{ハジメ}

后^{キサキ} 四十八

神武天皇元年^{シニワウ}は^{シニワウ}正統^{シニワウ}紀^{シニワウ}媛^{シニワウ}蹠^{シニワウ}蹠^{シニワウ}又^{シニワウ}十^{シニワウ}鈴^{シニワウ}媛^{シニワウ}

命^{ミコト}を^{ミコト}号^{ミコト}て^{ミコト}皇后^{シニワウ}と^{シニワウ}す^{シニワウ}。目^{シニワウ}中^{シニワウ}紀^{シニワウ}は^{シニワウ}是^{シニワウ}より^{シニワウ}。

是^{シニワウ}皇后^{シニワウ}の^{シニワウ}始^{シニワウ}也^{シニワウ}。

皇太后^{シニワウ} 四十九

綏靖天皇元年^{シニワウ}は^{シニワウ}皇后^{シニワウ}と^{シニワウ}号^{シニワウ}て^{シニワウ}皇太后^{シニワウ}と^{シニワウ}す^{シニワウ}。

目^{シニワウ}中^{シニワウ}皇后^{シニワウ}の^{シニワウ}号^{シニワウ}始^{シニワウ}也^{シニワウ}。

妃^{シニワウ} 五十

正統^{シニワウ}紀^{シニワウ}媛^{シニワウ}蹠^{シニワウ}蹠^{シニワウ}又^{シニワウ}十^{シニワウ}鈴^{シニワウ}媛^{シニワウ}

乃^{シニワウ}女^{シニワウ}携^{シニワウ}懷^{シニワウ}子^{シニワウ}は^{シニワウ}皇太后^{シニワウ}の^{シニワウ}号^{シニワウ}始^{シニワウ}也^{シニワウ}。

舊^{シニワウ}より^{シニワウ}紀^{シニワウ}は^{シニワウ}是^{シニワウ}より^{シニワウ}。

公方^{シニワウ} 五十一

後小松院^{シニワウ}所^{シニワウ}より^{シニワウ}源道義^{シニワウ}是^{シニワウ}利^{シニワウ}殿^{シニワウ}より^{シニワウ}。

侍ふ。そ彼武卿幸は佳せし。武家と公方
と云ふ。この比より始なり。

物部 又十二

神代は天孫降臨の時。天物部等二十人。
兵仗を帯て仕なしける事あり。舊く武士
をものふといふ。是より始なり。神武
年。宇麻志麻治命と。乃長命とある。或功傳
より。軍兵と率して内裏を築固す。乃長命の
同部は軍兵と云。宇麻志麻治命の同部は
比る。目なれは。今も。武士とものふといふ。
これより。

儒士 又十三

應神天皇十六年。百濟王より王仁と云。儒
士と貢。目なれは。是目。儒士あり始なり。

水面 又十四

白河院。白河院。乃時始く。

平家
お

同朋 又十五

後光嚴院貞治六年。將軍義満始く。作
六人。と。是。乃。大。小。刀。常。

見し事なり。今た方太方ある是也。

奴又
僕ホク

又十九

火酢芥命ホノスツリノミコト。度火ヒコホく出デえミるノミコト。又タイ對タイして。奴僕ヌボクと

なるといふことである。非代との

時奴僕ヌボクの称セウあり。

膳 文
セ
ブ

六十

神代より^ミ戸神^ノの孫^ニ孫^ニ八玉^ヤ神^ノ膳^{カシ}使^{ハテ}と^ハなり
あふりあり。是膳^{セン}使^フ此^ハ始^{ハジメ}あり。

フナヲサ
船長
セニ
ド

解子 擻子 取子

六十一

舊事記クジキ。
 正哉マサヤ吾勝アカツ
 々カツノ速ハヤ月ヒ天アマノ枰ヲ
 植ホ耳ミミ爲ミコト其

子ア、天テ照ル必クニ照テ度ル天ヒコ火ア明ノ振ホ玉ア饒カリ速クニ月ダ之ニ紙キ
ハヤ
ヒノ
ミコト

天より降^{シダ}りてふ時。船長^{フナシサ}お好^ビく概^{カチトリ}れお

と率領て天沼里供も内。弘長ハ跡部首領

乃祖天^{トツヤアツ}は^ハ羽^ハ原^{ハラ}と云^{イハレ}もの也^{ナリ}。此^{コノ}梶^{カキ}丸^{トリ}ハ^ハ阿^ア刀^{トリ}造^{ヤツコ}オ^ラ

の祖天麻呂船子ハ倭鍛作ヤマトカヂ乃祖天降トツヲアマツミ志

浦と云ふものなりとあり。是船長梶丸船子

乃胎也。

廉子 六十二

船子と麻子と稱す。目如記十卷無祚
 テシワ
 天皇十二年此記あり。日向乃法縣此
 と云人。其女髪を髪とて。船子と懐摩
 カコノミナト
 乃麻子の門に來り。其船子と云もの
 教十人。皆麻子皮と衣服とせし。りねれ
 也。此のありと云も此也。

治工
 六十

天照大神此所時。後此乃祖石凝姥命始
 治工とかり。

玉工
 六十

同一所時。此乃祖根明玉令始て玉工とな
 り。

畫工
 六十

周明天皇元年。百餘より畫工自加となれ。
 此乃畫工の始なり。推古天皇十三年秋
 九月。始て其書畫所。此乃畫工と定むと
 目如記より。是日此乃畫工の始なり。
 此乃。

佛工 六十六

敏達天皇六年。百餘王造佛工造ち工六人
とありと目付記よりきり。是も始也。

寺工 六十七

前よりきり。

鑪盤工 六十八

用明天皇元年。寺工及鑪盤工士瓦情士と百
洲國より狀狀よりあり。日本是皆工人なり。

白拍子 六十九

盛衰記平家物語より多岐院の時。白
拍子果ありとて。二人の極女舞よりめける
とあり。是白拍子の始也。兼好法師がつま
まよハ。破乃禪師。又そ女舞より始とて
記。是より海までハ記古よりきり。ハ女
乃宮も野曲とうきひ筆路を強ぜ
はち記よりきり。されたそれハ偶家ハ乳
とより。展見乃佛と描するをいひあり。
白拍子といふハ。を世の歌者女ハ歌

ろハ髪と結カミ ヲとモナカ一と也。今れさげうと也。
げうとの始也。

あまの始也。

中華古今チウハ コキン注トウ云。墮ダ子ハ髻ケツ。今ナシ復タ作者ナスモノ倭

墮ダ髻ケツ。一云ニ墮ダ子ハ髻ケツ。今ナシ復タ作者ナスモノ倭

結ユフ髪カミ 七十一

同中上代乃俗ゾクうハ。年チ少コ見ミ年トシ十トウ又マタ六ロクはる

ハ髪カミと額ヒタイを結ツカぬ。十七八ナナハチのるハワケて角カド子コと云

崇峻天サカベ女メハ墮サゲ髻ケミなり。一ハ人ヒト。天武天皇十

年六月始ハジメて男女オノメたハ髪カミと結ツカせしむ。同中

月額サカヤキ 七十二

月額サカヤキその事。小條氏ホウテウヂ執シツ權ケンせしはより始ハジメる

も。そ前マヘハ出デりハハる。物モノと云。砂石集サセキシユ云々

り。月代サカヤキある入イるルけり。又マタ撰集センシツ抄セウ云々

きくや法ホウ道ドウを家ケ傳デンれをく家ケを出デり

けれと云して。月代ツキしろとあざやうふん。そ

とくけり。そハを記シし傳デンれはあざの底ソコより

やきれあと思オモひなり。也ナリ。はしりすては

やきれすあり。

醫者剃髮 七十回

醫者イキの髪カミと剃ソルはる。その後ノチとあるは薩戒記サツカイキ
 也。永享ユイカウ又年九月廿日。法皇ハフウ御ミ懷危キウキ患ウレ醫者イキ作
 負フ能ノ法眼ハフガン紙シ候コウすとあり。それとて是
 ら。い時イとてふ剃ソル髪カミして。傷キズ位イをむじりあ
 へ。也。和氣ワキ雅忠ヤタダ剃ソル髪カミして武家ブケの醫イは准
 と。和氣系圖ワキケイヅあり。これよりて考ふるに。じ
 い武家ブケの醫イ作サホ多くは傷キズ乃ナかせしと。雅
 忠ヤタダ始ハジメて武家ブケの醫イに准ナラフて剃ソル髪カミし。傷キズ位イす

みけとい。是イ醫イ志シ乃ナ傷キズ位イをむじ始ハジメる人ヒト。
 の末世ノマセれ
 人ヒトの

儒士剃髮 七十回

近世キンセイ最セイ原フチハラ惺セイ窩クハ妙ミヤウ秀シュ院インと号ナヅは。け人ヒト初ハジメ傷キズと
 也。後ノチは儒ジュ志シ乃ナあれ。うん。云クニ家ケめをぬぐ
 く。武家ブケめをぬぐとい。そすめく武家ムキヤ入イる
 乃ナぬくして居イる。儒ジュ志シ乃ナ髪カミとそ
 りい。よりい。それ。

惺窩セイカ乃ナ剃ソル髪カミせし。い。より儒ジュ志シ乃ナ

志てもとあせりふあ。初ハ佛志をり
 一。ぐ。正。なる。ゆ。て。儒。志。と。な。れ。一。う
 ども。そ。新。格。の。世。の。俗。に。沿。一。う。た。り
 ありて。初。代。形。一。う。居。一。也。志。あ。る。あ。は
 る。及。儒。学。に。初。より。志。と。人。と。や。髪。を。剃。り
 一。を。人。の。い。ま。め。よ。そ。じ。さ。て。大。好。の。あ。や
 ま。り。也。今。世。人。文。を。た。く。押。け。て。儒。学。を
 と。か。人。ぬ。一。と。り。も。剃。髪。乃。人。ま。れ。也。
 カ。シ。ヤ。ウ。あ。あ。ず。べ。さ。小。

男 七十六

我。の。み。く。男。を。と。す。あ。る。空。海。は。昨。後
 唐。の。来。り。と。と。云。傳。の。事。と。漢。月。が。記。よ。
 孝。謙。天。皇。の。時。道。祖。王。の。う。う。ふ。傳。を。に
 ち。よ。り。と。あ。る。に。於。そ。あ。る。一。さ。る。や。或。
 人。の。云。破。戒。の。比。丘。に。け。戲。ハ。弘。法。の。集。れ。る。也。

○ 姓氏 七十七

安。康。天。皇。の。年。氏。姓。乃。混。乱。一。て。そ。実。を。失
 る。故。屋。の。い。味。檀。丘。り。あ。る。各。社。り。盟

七十八

初て源氏成駒三十五ノセイ夕下

平タイラ桓武天皇皇子一品式部卿葛原親王代嫡
子シ大學頭源朝臣下高棟王。天長二年閏七月。
始て平桓公、セイ姓を賜ふ。

藤原フナハラ天智テンシ天皇八年十月ナイタイレンカクタリムラシ内大臣磯足連始て

蘇原^{世一}性^六賦^六人。

橘
タチバナ
天平八年十二月甲午。キハム。葛城五ノ三。カツラキノシホサミ免

て賜^{タマフ}橘^{タチバナ}姓^{セイ}。はか姓^{セイ}。わがしとくとも。ことく
く。これと記^{シル}さば。牛車^{ギウシャ}の書ともなりぬ
魚^{イサ}けとじ。姓^{セイ}氏^ジ録^{ロク}ふよゆけりて。くくま
これと略^{リョク}と

七十九

用カイニヤク 籠ハジメ 乃クニツチ 初ウカビタビヲ 洲アソビウヲ 壤ミツノウヘ 乃ミツノウヘ 浮ミツノウヘ 漂ミツノウヘ 乃ミツノウヘ 遊ミツノウヘ 魚ミツノウヘ 乃ミツノウヘ 有ミツノウヘ 上ミツノウヘ 乃ミツノウヘ 有ミツノウヘ 上ミツノウヘ

太上天皇と号^{ガウ}。是^{ハジメ}子院号^{イニガウ}乃始也。一条
 院乃由^{ムメツボ}时。梅壺^{クハウタイ}の室。太后^{センシ}后^シ。子尼^ニと名^{ハジメ}。東三
 條院と号^{キサキ}。后乃院号^{イニガウ}。これより始^{ハジメ}て女院
 と稱^{ササ}。又曰^{フチ}。是^{ハジメ}由^{ハラノカミ}時。藤原^{フチ}兼家^{カミ}薨^{コウ}す。病
 中^{チウ}。出家^{エツナ}せし^ユ。流^ユ。其^{タチ}館^{テラ}と名^{ハジメ}。
 て法興^{ハフコウ}院と号^{カウ}。是^{セツ}橋^チ家院^{イニガウ}号^{ハジメ}乃始^{ハジメ}なり。
 門院^{モンイン}乃号^{ガウ}。始^{ハジメ}ハ。三條院^{テウクイン}乃女陽明^{ニムスメヤウメイ}門院^{モンイン}と始^{ハジメ}
 と。是^コ後^{シユ}朱雀^{シヤクイン}院^{クハウコウ}の室^{ハジメ}。后^{ハジメ}乃^{ハジメ}て。後三條院^{イニ}の
 母也。又白河^{シラカハ}院^{ハノイン}乃女都芳^{ニムスメイフハウ}門院^{モンイン}ハ。賀茂^{カモ}斎^{サイ}
 院^{イニガウ}乃^{ハジメ}て准三^{ジュンサン}后也。是^{ハジメ}室^{ハジメ}后^{ハジメ}乃^{ハジメ}て。門^{モン}
 院^{イニガウ}号^{ハジメ}と稱^{セウ}せし^{ハジメ}始也。

○痘 八十三

一 我國^{トウ}の痘^{サウ}瘡^{サウ}。聖武帝^{シヤウム}天^チ平^{テイ}年
 中^{ツク}。筑^{シノ}紫^{ヒト}人^{イモ}新^{カキ}。新^ニ羅^{シノ}キ^ノシ^ニ。痘^{ニョウ}毒^{リク}乃^{ハジメ}始^{ハジメ}。
 て由^カ。これより日^ル中^フ又^{ハジメ}流^{ハジメ}布^{ハジメ}せり。古事^{ハジメ}決
 目^{イコク}中^{ハジメ}よりい^{ハジメ}め^{ハジメ}く^{ハジメ}は^{ハジメ}病^{ハジメ}なり。この^{ハジメ}時^{ハジメ}より
 て^{ハジメ}是^{ハジメ}室^{ハジメ}より^{ハジメ}う^{ハジメ}け^{ハジメ}り^{ハジメ}来^{ハジメ}たり。は^{ハジメ}由^{ハジメ}代^{ハジメ}より^{ハジメ}甚^{ハジメ}
 佛^{フツ}法^{フツ}と^{ハジメ}号^{ハジメ}。乃^{ハジメ}始^{ハジメ}。一^{ハジメ}多^{ハジメ}い^{ハジメ}け^{ハジメ}り^{ハジメ}。前^{ハジメ}代^{ハジメ}は^{ハジメ}世^{ハジメ}
 中^{ハジメ}。筑^{ハジメ}紫^{ハジメ}人^{ハジメ}新^{ハジメ}。新^{ハジメ}羅^{ハジメ}キ^{ハジメ}ノ^{ハジメ}シ^{ハジメ}ニ^{ハジメ}。痘^{ハジメ}毒^{ハジメ}乃^{ハジメ}始^{ハジメ}。
 て由^{ハジメ}。これより日^{ハジメ}中^{ハジメ}又^{ハジメ}流^{ハジメ}布^{ハジメ}せり。古事^{ハジメ}決
 目^{ハジメ}中^{ハジメ}よりい^{ハジメ}め^{ハジメ}く^{ハジメ}は^{ハジメ}病^{ハジメ}なり。この^{ハジメ}時^{ハジメ}より
 て^{ハジメ}是^{ハジメ}室^{ハジメ}より^{ハジメ}う^{ハジメ}け^{ハジメ}り^{ハジメ}来^{ハジメ}たり。は^{ハジメ}由^{ハジメ}代^{ハジメ}より^{ハジメ}甚^{ハジメ}
 佛^{ハジメ}法^{ハジメ}と^{ハジメ}号^{ハジメ}。乃^{ハジメ}始^{ハジメ}。一^{ハジメ}多^{ハジメ}い^{ハジメ}け^{ハジメ}り^{ハジメ}。前^{ハジメ}代^{ハジメ}は^{ハジメ}世^{ハジメ}

あんなや。史業^{ヤク}餌^レ乃^ソ彼^ヤ病^ヤ成^ヒりやと此^レ術^エを
 むと。醫^イ家^カは洋^ツ也^ラ。今^{イマ}の人^{ヒト}皆^サて鬼^キ神^{シン}の病^ヤと
 して。痼^コ業^{ヤク}乃^ハ方^ハとせし居^イなり死^シするに
 至^イじ。それと不^フ義^ジ不^フ孝^{コウ}なり。此^レすなり
 至^イじとあり。練^{レン}々^々確^{カク}病^{ロク}なり。今^{イマ}神^{シン}道^{ダウ}者^{シャ}
 乃^ハ此^レハ。神^{シン}をよもむとれなり。病^ヤを
 と。聖^{セイ}武^ブ帝^{テイ}此^レ卿^{ケイ}時^ジ。新^{シン}羅^ラより保^ホ来^キて日^{ニチ}
 かに流^{リウ}り。佐^サ古^コ大^{ダイ}神^{シン}ハ。三^{サン}韓^{カン}降^{カウ}伏^{フク}此^レ神^{シン}を
 侍^シありては病^ヤなり。かぎりて。佐^サ古^コ大^{ダイ}神^{シン}と

祭^{ミツリ}て。それと新^{シン}神^{シン}と云^ク。そと夜^イ神^{モノ}と云^ク。此^レありに
 似^ニたりといふ。証^シし。神^{シン}説^{セツ}なり。

大和事始卷之一終



大和事始卷之一

四十四

卷一

永寧縣志卷一
地理志
沿革
疆域
山川
城池
鄉里
學校
官署
祠廟
寺觀
名勝
人物
風俗
物產
藝文
職官
選舉
刑罰
兵防
賦役
蠲免
賑恤
雜考

